

## 第2回山梨県総合教育会議 会議録

開催日時 平成30年3月13日(火) 13:15~14:15  
開催場所 山梨県庁 特別会議室  
出席委員 知事 後藤斎  
教育長 守屋守  
教育委員 飯室元邦、和田一枝、野田清紀、武者稚枝子、三塚憲二  
事務局 神宮司易福祉保健総務課長、小野眞奈美子育て支援課長、  
立川弘行県民生活部長、井上弘之私学・科学振興課長  
ほか私学・科学振興課員3名  
渡井渡教育監、奥田正治教育監、末木憲生教育委員会次長、  
佐野修学力向上対策監、嶋崎修義務教育課長、手島俊樹高校教育課長、  
岩下清彦社会教育課長、藤原鉄也企画調整主幹、ほか総務課員1名  
傍聴人 3名  
報道関係者 4名

### 次第

- 1 開会(互礼)
- 2 挨拶(知事及び守屋教育長から)
- 3 協議  
(1)子どもの貧困対策について  
(2)いじめ・不登校対策について
- 4 閉会(互礼)

### 後藤知事挨拶

教育委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい時期にも関わらず、この総合教育会議にお集まりいただきましてありがとうございます。また、平素から、山梨県の教育行政の充実・強化に対しまして格段のご理解とお力添えを賜っていますことにも、心からお礼を申し上げたいと思います。

この総合教育会議は、私と教育委員の皆さん方が本県教育の課題や思いを共有しながら連携をして教育行政の充実・強化に努めるものでございます。

先だっの第1回の会合におきましては、課題の3つのテーマ、「教育体制・組織の活性化」や「教育の情報化の推進」、「教職員の働き方改革」のテーマに御議論いただき、先生方の思いを知事部局も踏まえながら平成30年予算、また事業にも反映させていただく予定でございます。

今日はまた2つの大きなテーマ、「子どもの貧困対策」や「いじめ、不登校対策」という形の2つのテーマについて、委員の先生からご意見、思いを述べていただいて、それを踏まえて対応を進めていきたいと思ひます。限られた時間ではありますがけれども、活発なご議論をいただき、共に連携しながら山梨県の教育行政が充実・強化で

きるように、心からお願いとお礼を申しまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### 守屋教育長挨拶

本年度第2回の教育会議、それから平成27年度からスタートして3年目の教育会議の場を開催していただくと、大変ありがたいと感じております。教育委員会だけではなかなか解決できない問題、特に子どもの貧困対策等、私どもも一生懸命やっているんですけど、福祉保健部だとか、産業労働部だとか、様々な知事部局の機関と連携しないとなかなか前に進まないような課題も多くなっています。そういう点では知事さん、また知事さんを通して知事部局のみならずと同じ立場で教育だとかその周辺の様々な課題をなるべく連携を持って前へ進めていくというような、私どもとしてはこの会議は大変ありがたいものと感じております。ぜひとも引き続きこの場でなるべく前へ進めるような議論をお願い申し上げながら今日の限られた時間を有効に使えるように努力させていただきます。今日は本当にありがとうございます。

#### 井上私学・科学振興課長

ありがとうございました。お手元の次第にありますように、本日の会議では、「子どもの貧困対策」、「いじめ、不登校対策」の2つのテーマにつきまして、御協議いただきたいと存じます。また、本日の会議につきましては、原則として公開するとともに、会議終了後に議事録を作成し、県のホームページ等で公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議を進めていただきたいと思います。協議の進行につきましては後藤知事をお願いいたします。

#### 後藤知事

それでは協議に入らせていただきます。今日は2つのテーマで協議を行いたいと思います。まず1つ目のテーマであります「子どもの貧困対策」につきまして、委員の先生方からご意見をいただく前に、教育委員会の奥田教育監から現在の置かれている概要等につきまして説明をお願いします。

#### 奥田教育監

それでは、協議事項の1、子どもの貧困対策につきまして、私のほうから簡略に説明をさせていただきます。お手元の資料1, 2, 3に従いまして、説明をさせていただきますけれども、まずは資料1、本県の子どもの貧困対策についてということで、簡単に時系列に沿って説明させていただきます。子どもの貧困対策につきましては、平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行、さらに同年8月に子どもの貧困対策に関する大綱が制定されたことを踏まえ、すべての子どもが夢や希望を持ち成長できる社会の実現を目指し、平成28年3月に「やまなし子どもの貧困対策推進計画」を策定いたしました。

県、市町村及び支援団体等が連携・協働を図り、県民総ぐるみで総合的な対策を推

進することを計画に明記するとともに、県に関わる施策を、教育の支援、生活の支援、経済的支援、保護者の就労の支援の4つ施策に体系化したところでございます。

お手元の資料に入っておりますが、それを受けまして、同年11月に総合教育会議が開かれ、子どもの貧困対策が協議事項に盛り込まれたところであり、委員のみなさまからは、行政と学校、民間企業、地域等の連携、保護者の就労を支援するための環境整備、さらには支援状況の保護者への提供といった視点から、貴重な意見をいただいたところでございます。資料1に戻りまして、その後、昨年6月に、全県的な支援体制の構築に向けて、県や市町村及び関係団体で構成する「やまなし子どもの貧困対策推進協議会」を設置し、計画に基づき、各主体が連携して貧困対策に取り組むことの必要性や情報共有の重要性などについて、認識の共有を図るとともに、子どもの貧困対策に資する全県的な調査の必要性について論議されたところであります。

この議論を踏まえ、7月には貧困対策に資する全県的な実態調査を、小学校、中学校及び高校の子どもとその保護者、及び相談・支援機関を対象に実施し、11月末に中間報告をとりまとめ公表したところでございます。

続きまして資料2に入りまして、本県における子どもの貧困の状況についてでございますが、子どもの貧困の状況を表す指標といたしましては、子どもの相対的貧困率がでございます。国が昨年6月に公表した、平成27年の子どもの相対的貧困率は、13.9%、およそ7人に1人の子どもが貧困の状況にあるとされておりますが、本県の状況では、10.6%と、およそ10人に1人となっていることが調査からわかりました。

この貧困率は全国値よりも低い状況ではございますが、経済的理由により、就学が困難な小中学生を対象に給付される就学援助費の本県の受給状況は、10年前と比べますと、人数にして1,206名、比率にして3.39ポイント、増加しているところでございます。

明年度は、新たに、この中間報告から明らかになりました2つの課題に対応する事業を実施していく予定であります。

それでは、資料2を御覧ください。今あげました2つの課題は、この資料2の中ほど赤字になっている、中間報告からわかった課題1,2で書かれているとおりでございますが、1つ目の課題は、教育・福祉双方の支援制度や、子ども達を支援できる人材や団体等、地域の状況を熟知し、子ども達を適切な支援機関へ繋げるなどの対応ができる人材が不足しているということでした。

この課題に対応するため、矢印が下に下がっておりますが、住民に身近な市町村において、関係機関が密接に連携し、貧困の状況にある子ども達のニーズに即した効果的な支援を実施するため、支援機関と支援機関を繋げ、支援機関同士が連携し合うネットワークづくりを担うコーディネーターを養成して参りたいと考えております。養成する対象者については、各市町村から推薦をいただく予定であります。

課題の2つ目ですが、資料2の真ん中右側の赤いところになりますが、今回の調査では、主な公的支援制度20のうち、12の制度が認知度5割未満でありました。先程、資料1で御説明させていただいたとおり、県では、4つの柱に施策を体系化し、

子どもの貧困対策に資する様々な事業を展開しておりますが、これらの制度が十分に周知されていないのではないかといたことが調査から明らかになったところであります。

この課題に対応するため、矢印が下に下がっておりますが、経済的に余裕のない世帯の子どもや保護者が直面する、困る場面を想定し、その場面ごとに利用可能な支援制度を紹介するなど、実用性の高いリーフレットを約12万枚作成し、学校を通じて、県下の全児童・生徒のいる世帯に配付するとともに、市町村の相談窓口へも設置するなど、市町村とも十分に連携し、情報発信を強化して参りたいと考えておるところでございます。

最後になりますが、資料3を御覧ください。こちらは、平成30年度の子どもの貧困対策に資する事業の主なものを掲載しております。本県の子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、環境の整備、教育の機会均等を図る4つの支援を柱とした具体的な施策を体系化しております。

資料3の真ん中ほどの丸いところでございますが、連携・協働の推進として、子どもの貧困対策推進事業費を位置付けております。貧困の状況にある子どもの健やかな育成を図るため、市町村等と連携し、地域の実情に応じた効果的な貧困対策を推進するため、引き続き、「やまなし子どもの貧困対策推進協議会」を開催するとともに、先ほど説明いたしましたコーディネーター養成研修の実施や、支援制度について、わかりやすく説明したリーフレットを作成し、学校を通じて家庭へ配付するなど、丁寧な周知に取り組んで参りたいと考えております。

明年度の新規事業は1つ、拡充事業は4つとなります。資料の左側「1.教育の支援」に色分けされて表示されております。新規事業の産業技術短期大学等就学サポート事業につきましては、経済的に余裕のない学生の産業技術大学校及び峡南高等技術専門校への就学を支援するために創設する奨学給付金制度です。卒業までの24ヵ月間、毎月2万円を支給する制度であり、明年度は20名を見込んでおります。

拡充事業につきましては、資料の中の緑色で書かれているところでございますが、高等学校等奨学給付金及び幼稚園就園奨励費補助金については、給付金等の単価の引き上げを行うものであり、放課後子ども総合プラン推進事業費については、市町村が取り組む放課後子ども教室数の拡充を図るものであります。

平成30年度につきましても、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けて全庁が一体となるとともに、市町村等とも十分に連携を図りながら、子どもの貧困対策を総合的に推進するよう取り組んで参ります。

以上、概要を説明いたしました。

後藤知事

ありがとうございます。それでは委員の先生方からご意見を頂戴したいと思います。飯室委員からお願いします。

飯室委員

貧困対策の推進を色々されていますけど、その中で昼間ご飯が食べられなくて、一緒に食べられなく教室から出て保健室に行ってその時間を過ごすという現実の話聞きまして、まだまだこの支援の生活経済の問題がですね、昼間の学校で食べないということは大きな問題となりますので、それも考えていただいでですね。データも大事ですけど、実際の起こっている実情をもう少し把握してもらえれば良いのではないかと思います。以上です。

後藤知事

はいありがとうございます。野田委員お願いいたします。

野田委員

子どもの貧困化対策という名前なんですが、実は家庭と言うか、要するに保護者の貧困が原因とすることが起こっているんですね。結局は教育だけの問題でなく、生活支援も含めたことをサポートしていかないと成り立たないと思うんですね。今現状で国が13.9%、山梨県が10.6%ですが、全国平均より良いという問題じゃなく、現実に山梨は約3割4割増えているわけです。そういうことを考えると、全面的に県で何かをやっていかないといけない。地域ネットワークの形成授業とかありますけれども、コーディネーターを養成して、そのデータを集めたは良いが、どう処理してどう活用するか。それからその各福祉協議会、学校、幼稚園、自治体、民生委員とかありますけど、逆に言うんですね、今度は集めたデータを加工して分析して地域のサポート体制にどうフィードバックをしていくかということをしっちりしていかないと、こういうことはできないと思うんですね。

先ほどコーディネーターを養成していくとありましたが、対応できる人材が不足しているということにも関わらず、コーディネーターを具体的にどう養成していくか、どういう機関で作り上げていくか、どういう人材をサポートしていくか、そこが非常に不明なんですね。そういうところをやっぱりきちとやっていかないとできないと思います。

それから資料2の課題の二つ目に、主な公的支援制度20のうち12の認知が50%未満とありましたけれども、いろんな行政を眺めてみて、告知が非常に下手であると思うんですよ。教育委員会の中でも様々な広報の問題がありましたけれども、それは伝え伝わるものになっていない、要は通知文句が悪いんで、そここのところをやらないう限りは、せっかく良い制度を作っても、発注をされないということになってしまうと思うんですね。例えば県のホームページにですね、こういう支援を求める方のページを作ってですね、例えば飯室委員はご存知だと思いますけど、簡単にイエス・ノーでやって行くとその矢印の先にはこういう公的支援制度がありますとか、こういう公的な奨学金がありますよとか、そういうのが分かるように、分かりやすいものを作っていけばいかがかなと。そうしないと総合的に子どもの貧困対策になっていかないと。思います。以上です。

後藤知事

はい、ありがとうございます。三塚先生お願いします。

三塚委員

ふたりの意見と重複しているんですけども、今の状況の中で、少しずつひとり親が増えていくということになって、昔と違ってひとり親は男親、女親、独りの家庭が増えている。まずその生活をやっている経済的な基盤になるものをしっかり援助をしていくようなシステムを、今やっている以上にやっていかないといけないと思うのと、先ほど野田さんの話のように、コーディネーターの養成が必要なんですけど、コーディネーターの位置づけがよく分からない。位置づけを例えばしっかりしたこういう位置にありますよということを規定して、そしてコーディネーターがどんな仕事をするのかということをしっかり知らせておかないと、困っている家庭の子どもたちと市町村なりと繋げるだけの役目がコーディネーターと。そうじゃなくて、コーディネーターに求める仕事っていうのはそれだけじゃないんだよということをしっかり明確にしておかないといけないと思うので。そこがやっぱり人材の育成がこれからは一番大事な部分かなと思うので、知事に力をいれていただいて、しっかりしたコーディネーターを育成して、それが本当にうまくいく形をとっていただきたい。

それから一点気になったのが、リーフレットで周知を図るとお話をしましたが、リーフレットだけでいいのかなと僕自身は思っています。他にもっと分かりやすい、例えば ICT や、ホームページを使うとか、リーフレットじゃなくて、やっぱりきめ細かい周知を図る方法をもうちょっと考えていただいた方がよろしいんじゃないかと思えます。以上です。

後藤知事

はい、ありがとうございました。武者委員お願いいたします。

武者委員

説明がありましたように、少しずつ現在の貧困家庭に対しては、対策がとられてきていると思うんですけど、それと合わせてですね、今後貧困家庭を少なくできるような教育施策も必要じゃないかと思えます。貧困は連鎖するというのが問題でして、一つには、今ひとり親の話もありましたけれども、今はお子さんを望んでいないですとか、自立した経済環境にない状況で、望まない妊娠をしてしまうということが少なからずというか、非常に問題になっていると思えます。

そうしますと、性教育というところが重要じゃないかなと思えます。今、中学高校等で性教育を行っている立場からしますと、今まだ高校生とかでも、いつから妊娠できるか、いつまで妊娠が可能なのかという問いに対して答えられる学生が半数となっている状態なんですね。そうしますと、これはただ避妊という問題だけではなくて、今後望んだときにいざ妊娠しようとする、40歳です50歳ですということ、出産できないわけです。

性教育と言うと、一昔前までは寝た子を起こすということでちょっと否定的な意見もあったんですけども、人間が人として生きていくことにおいてですね、妊娠の仕組みが、なんでどうして妊娠するのか、あるいは避妊はどうすればいいのか、あるいは妊娠手術の考え方ですね、あと避妊は21週までだよとか、少なくとも義務教育の間に子どもたちが知っていることが非常に大事だと思います。

妊娠したのに誰にも相談できなくて、もう出産するしかない状態、週数まで来てしまっても出産せざるを得ない。そうすると女の子は、もういいですよと教育の機会を失われてしまう現実があります。そうしますと、就業にも差し支えますし、そのお子さん達が育っていくときに食べることもままならないというような負の連鎖がどんどん進んでいってしまうということになります。性感染症の問題等ありますけれども、虐待の問題ですとか、子どもの少子化の問題を考える意味でも、妊娠について、あるいは性感染症にかかって不妊症になってしまうお子さんたちが少なくないという現実があります。

産婦人科の立場からしますと、山梨県でもきちんと性教育を、言葉が今ちょっとそういう言葉しかないんですけども、少し順を追った形での教育をプログラムすることは、貧困対策と一瞬言葉が離れているようかもしれませんが、繋がるんじゃないかと思います。以上です。

後藤知事

はい、ありがとうございます。和田委員お願いいたします。

和田委員

先ほどの武者委員の話にもありましたけれども、貧困は連鎖しているという現実を私も目の当たりにすることがあります。例えどんな環境のもとに生まれ育ったとしても、社会が全ての子どもに充実した教育を用意することで、貧困の連鎖を防ぎ、格差社会の解消にも繋がっていくのではないかと私は思っているんですけども、とても教育的な支援だけでは解決できない問題もたくさんあります。

さきほど奥田教育監から説明していただいた4つの施策がぜひ実効性のあるものになるように取り組んでいただいて、しかも全庁をあげてということですので、一日も早い取り組みに期待しています。私自身も仕事の関係で、両親の離婚によるひとり親家庭の子どもたちと向き合う機会が多いんですけど、もちろん経済的な支援が必要な一方で、子どもたちの心のケアも必要な支援であるという風に日々感じています。

親は自分のことで精一杯で、子どもの寂しさに気づけないとか、仕事の関係で一緒に過ごす時間が減り、子どもはゲームをすることで満たされない心を埋めているとか、それから離婚によって転居します。子どもは望んでいないんですけども、転校しなければならない場合もでてきて、転校先の学校に馴染めないで不登校になってしまうといったケースもありました。貧困家庭の実態把握を県でもされたということですけども、子どもたちの心がどうなっているのかということも、知ることがとても大切なことではないかという風に考えます。やはり子ども達は日々育っていくので、成長

にとって、心が成長していくことがとても大事だと思うんですけど、貧困によって成長を奪われないようにしていくということも大事ではないかなと思いますので、その点も是非よろしくお願いします。

後藤知事

はい、ありがとうございます。教育長よろしくお願いします。

守屋教育長

貧困対策で今年度県全体の貧困対策の実態調査をしたんですけれども、分かったことというのが、資料の2の真ん中に書いてあります。公的支援制度が十分に周知されていないというのが、主な支援制度20のうち12というのがショックで、我々ももう少し努力が必要だということは認識を改めてしています。その原因として、中間報告から分かった課題というのが、いろんな形の繋ぐ方々が不足している。これはもしかすると十分に周知されていない中の、一つの原因になっているのかと思うので。単にリーフレットを作るだけではなくて、ネットにも繋がらない家庭もいるかもしれないので、そうすると今度は口コミが大事だということになると、課題の1、どうやって支援制度を知っている方を増やすのか、例えば県でも市町村が何をやっているか分からないところがあります。

さらには民間の私学の団体でも、無償の奨学金を用意して、県と市町村以外でも財政的な支援だとか様々な支援がある。そういうところを一元的に分かっている。それをそれぞれが認識して手当を打つ。それが知事さんが会長をされている、対策の推進協議会を全県的なものを作っているの、そういうところの場で、ネットワークの必要性とコーディネーターを育てていく。それは公的な支援の十分な周知に繋がっていく。それが多分短期的な効果を、即効性がある制度を、現実に困っている人に対してそういう即効性があるものを手当てしていく。

それから後は就労支援だとか、中長期的な課題もありますので、これについては産業労働部とか民間の団体とか、そういうところとも連携をしていく。まだまだ私どもが十分にできなかった連携というものを、この貧困対策の結果からやっぱり大切なんだということが良く分かりましたので。来年度の事業として繋げていく、さらには県でも連携を深めるけども、様々な課と連携を深める仕組みをどんどん作っていく。それは横だけではなくて、実際に現場を分かっている民生委員さんだとか先生だとか自治会の役員の方だとか、そういうところの情報が上の方につながるような縦の連携も今後は意識してやっていく必要があるのかなということを考え、改めて認識したところ。以上です。

後藤知事

ありがとうございました。飯室委員からお話がありました、もっとデータを踏まえた支援を第一にすべきだと、ごもっともだと思います。ちょうど2年前に子どもの貧困対策推進計画を作った際には、ややもすれば今まで教育委員会として支援体制は、

資料3の左側にあるですね、教育の支援ということに特化をしたところがあるんですが、それに併せて2,3のですね、生活ならびに経済的支援は、どちらかといえば福祉保健部マター、さらに保護者の皆さん方の就労支援は産業労働部マターだという、色んな分断をされたものをですね、一度全体の整理をしてみようということで、この四つのですね、支援の仕組みというものは整理させていただきました。

飯室委員から出ましたように、実際の貧困率、推移的にも増加していますし、また地域のサポート体制というの、必ずしもコーディネートと呼ばれた役割が、これからまさに作る組織体でありますから、役割と位置づけというものを、複数の先生から話があったように、明確にしながらどの程度の人がコーディネーターとして必要なのか、そして県の教育委員会や県の組織だけでできるものではありませんから、市町村と、特に義務教育の段階は市町村との連携が何よりも大切だという部分で、その役割分担と位置づけというのは改めて今日のご意見を踏まえて明確化していかないといけないと考えました。

野田委員と三塚委員から周知が下手だと、もっと活用してもらえるようにわかりやすく、まさにおっしゃる通りで、ここの工夫というのが今まで行政の部分でですね、非常に下手であったし、それが逆に言えば知らないことで活用されていないことが中間報告の中で明確にした部分であります。当然リーフレットという紙媒体だけでなく、それを活かしながらも、飯室委員の専門の分野でもありますけれども、ICT等活用して、当然ネット媒体を含めてどういう風に分かりやすく対応していくのかということは、全庁をあげて分かりやすさと内容の充実ということについては努力していきたいと思っています。

武者委員の話がされたようにですね、一つ一つは改善している感がありますが、性教育との、ある意味封印してきた部分をどう貧困の問題に活かしていくか、そして貧困というものが負の連鎖にならないようにしていくのかということは、一番私たちが考える強いテーマだという風に思っています。これも小中学校の教育現場を司るという、それぞれの市町村の教育委員会とも、もう一度今日の議論を踏まえて、少し整理させて頂ければという風に思います。

和田委員からはちょっといいお話をしてもらいましたが、いずれにせよこの4つの政策が連動しながら、まだ不十分なものも当然ありますし、先ほど申しましたとおり、市町村との役割分担と県全体でやらなければいけないものを、今月中ないし遠からずに詳細をということで、本報告も地域別の課題の明確化も含めてお出しする、そんな運びになっていくと思いますので、そういう意味では教育長がまとめていただいたように、縦横斜め全ての関連性の中で、市町村の教育委員会や行政との、県、また県教委との連携、さらにはそれぞれの支援の在り方というものを意欲的に伝えて、まだ不十分なものも、当然予算的にあると思いますけれども、どれを優先的に充実するかという点も含めてまず30年度は目新しい制度として、コーディネーターの養成と周知をする部分を中心とした推進事業というものに、まず改めてとっかかりを作らせていただいて、できるだけ20の6割以上がですね、認知度が半分以下というのがある意味では制度としては不十分だという意識は強く持ちながら、30年度が今年以上に良

い形で保護者の皆さん方にも活かしていただけるように、特にひとり親の増大ということは、産業労働部の産業政策では強い危機感を持ちながら、特に女性のひとり親が、資格を持ったいわゆる賃金水準が高い職につきにくいというのが以前の調査で明確になりました。そういう意味では貸付制度も含めて、できるだけ国家資格等の有意義な資格の取得を目指してという形で、ちょうど貧困対策を作った２年前に創設をした補助事業も、まだまだ１００％使われているわけではないわけでありますから。こういう部分も強調しながら、できるだけ親御さんが経済的に平均値に近づいていただく。それを通じて児童・生徒の皆さん方に貧困の連鎖にならないよう、良い正の循環にしていける、そんな体制づくりをこれからも展開させていただくことを確認させていただきまして、次の議題にいかせていただきます。

続きまして、いじめ・不登校対策につきまして、委員の先生からご意見をいただく前に、渡井教育監から現状につきまして説明をお願いします。

## (2) いじめ・不登校対策について

### 渡井教育監

それでは資料４をご覧ください。いじめ・不登校対策についてご説明します。まずいじめ・不登校の現状でございますが、県内の約７割の学校でいじめや不登校が発生しており、平成２８年度には本県の公立学校全体でいじめの認知件数が３，５９８件、不登校の児童・生徒が９９９人ということでありました。

これらのいじめ・不登校の要因は、急速に変化する社会の中にあって、複雑化、多様化している家庭環境や、学校における子どもたちの人間関係の希薄化などが考えられます。教育にかかわる関係者が現状と課題を共有し、子どもの気持ちを共感的に理解し、子どもと共に考えながら課題を解決していくことが、いじめや不登校を克服していくために必要なことだと考えております。

このため、資料の上の部分の目的に書いてありますように、県教育委員会では、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応など、市町村組合教育委員会や学校との連携による速やかで適切な対応を推進するために、以下に掲げるような様々な取り組みを行っております。

資料の左側に示しました紫色の部分は、県が行う協議会や研修会等について、その下の緑色の部分は教育相談等について、右上のピンク色の部分が、県が市町村と連携して行う協議会等についてです。そして、オレンジの部分は保護者への支援等の施策であります。

まず、左上の紫色の枠ですが、「いじめ問題対策連絡協議会」と県立高校の「いじめ問題対策委員会」を実施し、いじめ防止に係る情報を共有するとともに、県の基本方針を確認して重大事態に対応するなど、関係機関や団体と連携して総合的かつ効果的ないじめ防止の取組や対応が行われるよう協議しております。

その下になりますが、「生徒指導主事主任研修会」を開催し、いじめや不登校の事例

研究や、効果的な指導法等について学ぶ研修を実施し、学校における組織的な生徒指導体制の充実に向け支援をしています。

さらにその下ですが、「スクールカウンセラー研究協議会」や「スクールソーシャルワーカー活用事業運営協議会」において、効果的な活用の在り方等に関する情報共有や協議を行い、学校と関係機関及び専門的な知見をもった方々の連携を得られるよう取り組んでおります。

次に、その下の緑の部分ですが県では総合教育センターでの「面接による教育相談」とともに、24時間体制で電話相談を行う「いじめ・不登校ホットライン」を開設して、児童・生徒がいつでも相談できる体制を整えております。

資料の右側、ピンク色の部分ですが、不登校の児童・生徒一人ひとりの多様な課題に対応するために、市町村組合教育委員会不登校担当者会を開催し、不登校の現状とその対応について協議しています。県立高校においては教育相談研究協議会を開催し、教育相談の充実に図ることにより、再登校や社会的自立を果たせるよう努めております。

また、県では小中学校生を対象にした適応指導教室を運営して、再登校を目指した集団活動や学習支援を行っておりますが、資料右側、ピンク色の2番目にありますように、適応指導教室設置協議会を設けて、小中学生の不登校の状況や市町村における適応指導教室の設置運営に関する情報を共有しながら、地域の実情に応じた教室設置に向けて協議しております。最後にその下のオレンジの部分ですが、保護者への支援として「保護者のためのセミナー」を実施し、臨床心理士の指導による、思春期の子どもへの向き合い方についての研修や、保護者相互の交流を図り、保護者の心理的な負担の軽減に取り組んでおります。

また、その下の「子どもと親と教師のための教育相談」は、地域の教員OBが中心となって、保護者や児童・生徒からの相談を受ける体制を整えているほか、専門機関への接続も行っています。以上のような施策の展開により、不登校やいじめが生じない魅力ある学校づくりを推進するとともに、専門家や関係機関と連携した教育相談の充実に図り、個々の児童・生徒の状況や、地域の実情に応じたきめ細かな支援体制が整備されるよう取り組んでいるところです。今後も全ての児童・生徒が、明るい学校生活を送ることができ、社会性や人間性を大いに伸ばし、自立した社会の一員となるよう充実した学校教育を推進して参ります。以上でございます。

後藤知事

はい、ありがとうございます。では今度は逆回りで和田委員からお願いします。

和田委員

不登校対策に関わってですけれども、県の適応指導教室が葦崎、笛吹、都留に設置されて不登校の児童・生徒の受け皿として、現在も大きな役割を果たしています。しかし県の方針で、平成31年3月末から葦崎から順次、廃止することが決まっていま

す。これに対して、いくつかの市町村からは、廃止せず、存続して欲しいとの要望が出されていると聞いています。

ただ、すでに廃止後の児童・生徒の受け皿となるような準備が進められている市町村もありますが、児童・生徒数が少ないという市町村だとか、より高い専門性に基いた指導が必要な児童・生徒への対応に苦慮している市町村もあるということ聞いています。

そこで不登校が増え続けている現状も踏まえ、今後市町村が適応指導教室の整備をしていくためには、どうしても県の支援が必要だと思います。また、市町村同士を結ぶ、それから市町村と県を結ぶネットワークの拠点になるような県の役割もあるのではないかなという風に考えています。また、現実には処遇が困難な児童・生徒に対応できるような機能を持ち、それから適応指導教室で働く、これからは市町村に移っていくわけですが、指導員の研修の場ともなるような拠点的な県の施設も今後必要だと考えます。このような点から、現在ある県の適応指導教室をすべて廃止するのではなく、1か所は残し、拠点施設としての内容もさらに充実させていくようにしたらと考えています。ぜひ検討ください。お願いします。

後藤知事

はい、ありがとうございました。武者委員お願いします。

武者委員

私のところには最近不登校でいらっしゃる方で目立つのが、兄弟で、1番上のお子さんが不登校になると、次の2番目、3番目のお子さんと同じ、例えば中学に入ったときに同じように不登校になるケースが最近多いかなと思います。あともう一つは明らかないじめがない。いじめですとか、表面上の何かきっかけとなる、他の人にわかるようなものがないんだけど、なんとなく行けない。学校の先生や親御さんが聞いても、取り立てて何となくという言葉でいけないというお子さんが多くて、その陰でお子さんの低栄養があるということがあります。

まず1番目の兄弟の不登校に関しましては、これはもう明らかに、家庭の問題もあるかもしれないですが、私から見ている限りでは学習しているわけですね。ちょっと嫌なことがあった。上のお子さんが同じように行かなくなったなと下のお子さんたち学習しているので、そんなにすごいということがなくても行かなくなってしまう。でもお姉さんお兄さんがある程度一定の期間不登校であっても、途中から行くようになったということがありますと、それを同じように見ていると高校に入ったら行けたりとかいうことがあるんですね。

それはひとつお子さん達が学習していて、それほどすごい衝撃的なことがなくても行かなくなってしまうという現状があるんですね。ですから、その場合、1番上のお子さんたちの不登校をいかに早く戻していくか。

そして2番3番目のお子さんたちも続けて不登校になってしまうと、母親が抑うつ状態になるんですね。精神状态的にすごく参ってしまう。母親のケアというところがすごく重要だと思います。

2番目の、子どもの低栄養ですが、これはとりもなおさずやはり母親の低栄養が合わさっているんですね。1980年代の頃から鉄欠乏があったりとか低栄養があると、集中力が続かない、学力が低下するとか知られていることなんですけれども、特に日本はそういった鉄欠乏のお子さん達も多かったということがあります。鉄だけじゃなくて、きちんとした栄養が取れていないと、意欲も低下しますし、だるい、疲れた、集中力が続かない、朝起きることができない等のことがどうしても起こります。

先ほどの貧困のことと重なるんですけど、どうしても貧困があったりお母さんがうつになってしまうと、とりあえず手っ取り早く食事をとると言った時に、炭水化物、糖質が中心になってしまいます。つい先週でしたか、佐賀大学の報告でも、女性の場合はかなり肥満の人が多。肥満の原因というのは炭水化物、糖質。安くてすぐ食べられる、簡単に食べられる。同じようにお子さんに食事を作るなんてことが、お母さんができないわけですから。とりあえず買ったものを、子どもがすぐ元気になってとりあえず満足するものを与えるとなると、かなり偏った食事になっていることが少なくない。

山梨ですと、NPOのフードバンク山梨とか有名ですけども、何かしらそういった形のものは難しいかもしれないですけど夜の給食みたいな形でもいいんですが、そういった教育的指導以外に具体的にすぐ栄養があるものが食べられるなんてことがあると、ずいぶん違うかなと思います。一番初めに飯室委員さんが、お弁当がなくて外に出てしまう学生がいるという話がありましたけれども、やはりまだ小学校、中学校の義務教育の給食がある時はまだ良いですが、1食はとりあえず入るので。でもなかなか高校生、あるいは小中学生であっても、不登校になってしまおうと昼の時間までに学校に行くことができないおさんはそれまで断たれてしまう。かなりここは重要な問題ではないかなと思います。以上です。

後藤知事

ありがとうございます。三塚委員お願いします。

三塚委員

いじめが起きた、不登校が起きてからの対策はかなり考えていらっしゃるのですが、やはりいじめは起こる前の、未然に防止するというのと、それから早く発見して早く対応を図るということが一番大事だと思います。今は少子化社会になっているので、親が子どもに、昔の僕たちの時代みたいにたくさん子どもがいるわけではありませんから、子どもと向き合う時間は非常にあると思うので、例えば子どもがシグナルを出した時はお父さんお母さんがそれを当然感じ取るわけで、それを受け皿として、これでいうと緑のこの教育相談だけで良いのか、じゃあ何をしたら良いのかという僕は今のところ分からないですけど、お母さんお父さんが子どものシグナルを感じたとき

に、もうちょっと簡単に相談できるような、なかなか電話で相談するというのは、自分の子どものことですね、恥みたいに思っ言えないお父さんお母さんもいるかもしれないので、そうするとほったらかしにすると、どんどん進んで不登校になってしまう。

もう少し電話だけでなく、何らかの形でしっかりとした組織の中で、親からのシグナルを受ける組織をもうちょっと分かりやすいものをお作りになっていただいた方がよろしいのではないかと思います。やはりその未然に防ぐことと、早期発見することが一番大事なことだと思いますので、ぜひその辺のところをやっていただければと思います。以上です。

後藤知事

はい、ありがとうございます。野田委員お願いします。

野田委員

全般見ていてですね、PDCA とよく言うじゃないですか。P と D はあるけど、C と A はない。要は、プランを作りました、実行しました。だけどその辺りどうなっているかというチェックが不足になっている。さらにチェックした後に、いじめの問題にしても不登校の問題にしても、1 回やれば完治する問題ではなくてずっと続くわけですよ。そうすると常にこの PDCA を回しておくことを考えないと。だから現場からのフィードバックというのをどうするかというのが必要なんだと思うんですね。

三塚さんの言われたとおりですね、いじめ対策はいじめが起きてから対策するんじゃないで、いじめの芽を摘むことをどう考えるということをもっと重要視した方が良く思うんですね。例えば子どもが訴えやすいような仕組みで、例えばいじめ目安箱とかいじめ 110 番みたいにですね、やりやすい、子どもがすぐにでも SOS を出しやすい仕組みを作っていただいでですね。

それからせっかく道徳が教科になったんですから、その中にいじめ防止教育をする、要するに平和を愛して隣人と仲良くする心を育むことを道徳教育の中で位置づけると。それから不登校情報なんですけれども、先ほどの貧困対策と同じなんですけれども、情報の一元化って必要だと思うんですね。いじめ・不登校、貧困ってそれぞれバラバラじゃなくて、僕はリンクしていると思うんですよ。

だからさっきのコーディネーターというポジションを作るのであれば、そこでそういうデータを一元化して行って、いろんなところにその対策が打てるようにしておく。そういうことがとても重要だと思うんですね。せっかくスクールカウンセラー、スクールサポーター、ソーシャルワーカーを作ったって、それは何のことが分からない。そういうことも含めて、もっと周知の徹底をすることも大事なんじゃないかなと思います。以上です。

後藤知事

はい、ありがとうございます。飯室委員お願いします。

飯室委員

私も同じ考えなんですけれど、教育相談、いじめホットラインというのは大事だと思うんですよね。知事の配慮で教育センターの改修もしてもらえるので、これはやっぱり適応指導教室をもっと使ったらいいと思うんですよね。学校に相談しても、同じ景色だと思うんで、こういうところでやっぱりゆっくり相談して、環境を変えてみるとですね、かなり意見も変わると思うし。そういう風にやっていって、数値はいつも県の場合は半年とか1年の数値なんですけど、こういう相談室がしっかりしていれば毎月データを出せばいいと思うんですよね。毎月見える化で。それをはっきり数値が出ていけば、そこは早く改善して直していけばさらに改善が見えると思うんですよね。

話が変わりまして、高校なんかの不登校の問題ですね。私はこの間、甲斐清和高校の、寿町にある通信学校に見学に行ったんですけれど、環境はまさに不登校の方、いじめで学校に行かない方が来ているんですよね。親子で来ていまして、お母さんが結構教育が中学までしか出ていなくて、そういう親子が来ますと、お母さんが気に入っちゃってですね、こういう環境で私も勉強したいと、そういう親子がいるんですよね。そういう風に私学の通信学校を県とリンクしてですね、共有してですね。悩みの人たちが、生徒が来ているわけですから。そういう実情はですね、やっぱり一丸となってますね、横軸で、もっともっと私学の連携を使ってですね、展開していけばですね、実際の材料、ケースが沢山ありますから、解決できるようお願いします。以上です。

後藤知事

はい、ありがとうございます。教育長お願いします。

守屋教育長

いじめ・不登校の問題は、山梨県だけでなく全国的な問題で、特に市町村レベルで保護者と生徒の信頼関係が壊れて県の教育委員会にきて解決を図るような、そういう相当市町村さんにとって大きな課題であり、山梨県も同じだと考えています。

特に本人にとっても家庭にとっても、いじめ・不登校によって十分な教育を受けられない、あるいは友達とのコミュニケーションを取ることができないということも本当に不幸な話ですけども、そういう子どもたちが本来は地域社会にあって、いずれはそこを支えてくださる大切な人材だということも一面ではありますので、それについては山梨県にとっても教育の場が、その子どもにとっては確保されていないということが大変大きな課題なのかなと考えています。

後藤知事

はい、ありがとうございます。冒頭で、渡井教育監の方からいじめの認知件数 3600 件という話がありましたが、これは先ほどご説明申し上げましたように、早期に発見をして対応しているんですね。重大案件等で年度末に持ち込む案件は、かなり少ない人数となっています。それでは他の自治体がどのような把握をしているかはですね、かなり幅広にいじめの認知をして学校現場にですね、保護者また当事者同士の指導をしながら対応しているという点についてはご理解いただきたいと思います。

そして不登校が 1000 人近く生まれるというのも現状であります。武者委員がおっしゃるとおり、ちょっとした、なんとなくというですね、言われてみれば確かにそうだし、一番上のお兄ちゃんお姉ちゃんが不登校になったりすると、妹や弟がそれを見ながらというのは現場としたら多分あるんじゃないかなと改めて思いました。

いずれにしても、和田先生がおっしゃったように、この案件についてはより専門性が高く、公益性で考えるべきだというお話をちょうだいしたところであります。食の、食育の問題も、武者先生がおっしゃるように多分関係があるという前提を踏まえて、食育等の連携を明確にし、学校給食という視点もどう位置付けるのか、これも先ほどの貧困の問題でもそうですが、市町村との役割分担という点で、どういう棲み分けと共同作業ができるかというのは改めて少し整理をさせていただきたいと思います。

三塚先生がおっしゃるように、未然防止が大切だというのは本当にごもつともでありまして、自分の子ども達をやっぱり見ているとですね、兄弟が、私や妻が話をしない部分でも、多分兄弟同士でいろんな話をしているのを見るとですね、そういう一番近い年齢同士で話ができることも一つ大きく変化ができるし、いろんな簡単に相談する場がこの相談電話以外にですね、充実すべきだという点については後ほどちょっと触れさせていただきましても、おっしゃるとおりだと思います。

野田委員がおっしゃるとおり、PDCA の C と A がですね、必ずしもはっきりしないというような部分。これは先ほどもお話をしましたように、できるだけ早期発見と未然防止という観点を、いじめの部分ではしなければいけないという形で、ワーキングは多分それぞれの市町村教委を含めて、幅広にその認定のですね、作業をして、できるだけ指導を通じて被害というか、拡散をしない形の工夫は現場で行っていただいております。それからいじめの芽を摘むという部分と、子どもたちから学校の現場の先生、また校長先生も含めた部分と家庭との連絡体制の強化も含めて、子どもの SOS を出しやすい環境作りというのは、さらに強化をしていきたいという思いを新たに持ちました。

飯室委員からお話をされたように、せっかく総合教育センターに適応指導教室もあり、また電話相談も集中的に管理している。徐々に綺麗にさせていただきます。毎月の見える化というのは確かに 1 年に一回、何となく数字を出すんじゃなくて、月ごとに管理というのも変ですが、情報共有をしながら対応するのは改善という部分では非常に有益な部分でありますし、また甲斐清和の通信課程の方は、飯室委員がおっしゃるように、私もその生徒とお話をさせていただいて、まさに専門性で、公立学校、高等学校ではできない役割を自分たちは持っているんだという強い自負とビジョンをお持ちで、私もお話を聞いて、そういうところはやはり県立の高等学校や他の私立との

いろんな連携というものをどう図ることができるかというのは、まずその専門性のところを活かして頂くような仕組み作りを、この魅力ある学校づくり、いじめ対策組織教育体制の中に入れ込んで、一度整理ができれば大変ありがたいと思います。

いずれにしても、専門性の部分や公益性の部分というのが多分あると思います。これはぜひ、教育長に改めてお願いをしておきますけども、子どものために何ができるのかということ、教育委員会では業務の中心にさせていただきたいという風に思います。一方であの、既に葦崎・都留の適応指導教室については、廃止の年限が明確になり、さらには後継の受け皿という言い方が適切かは別としても、市町村が主体でやるという流れができています。

それは専門性も含めて、ぜひ県教委としても万全な引き継ぎ体制ができるように対応してほしいということと、併せてまだ年限が明確となっていない石和教室については、先ほど和田委員、また飯室委員がおっしゃったように、この総合教育センターの役割と位置づけを明確にし、公益性・専門性、さらには市町村で対応する適応指導教室の先生方のレベルアップの研修機能の部分も含めて、ぜひもう一度今までの方針にこだわることなく、体制をですね、拠点的な施設という点も含めて、教育委員会の責任で、できるだけ早く整備をし直してほしいということ、改めて感じましたので、今日、各委員の先生がいらっしゃる中で、意義ある検討を集中的にお願いしたいと思います。

いずれにしても、いじめ・不登校というのは本来であれば絶対あってはいけないことですし、先ほど飯室先生がおっしゃったように、多分これは野田委員も先ほどおっしゃったように、先ほどの貧困の問題とオーバーラップをしながら解決を、やはり子どもたちのためという視点を強調しながら、対応しなければいけないと、改めて今日のお話を聞きながら、感じた次第でございます。

いずれにしても、全ての案件が教育委員会だけでは解決ができない部分が多い課題だということ、前回の第1回、そして今日の第2回ですね、この総合教育会議の5つの課題だけでも、やはりあの我々知事部局と教育委員会が一体となって、また市町村の教育委員会、さらには市町村行政とも一緒にやっていかないといけない、大切な課題だということ、改めて今年度も感じた次第でございます。ぜひ、総合教育会議のようなものが、この数年で出来上がったという思いを改めて感じながら、今日頂いたご意見はそれぞれの分野で、今日担当部長等も同席をさせてますので、これからも教育委員会と事務が連携をしながら、山梨県の教育関係の充実にさらに努力をしていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

井上私学・科学振興課長

委員の皆様方、大変ありがとうございました。それでは以上をもちまして平成29年度第2回総合教育会議を終了いたします。次回開催につきましては、また改めてご通知をさしあげます。ありがとうございました